

令和3年7月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和3年5月内容)

(職業安定課)

有効求人数	39,474人	対前年同月比	22.2%増	(3か月連続の増加)
有効求職者数	34,356人	対前年同月比	6.8%増	(11か月連続の増加)
有効求人倍率	1.29倍	前月比	0.08ポイント増	

- ・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
- ・積極的な求人開拓の実施
(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課・職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな

3 令和2年に調査した事業場の約3分の2で法令違反(令和2年立入調査結果)

(労働基準部監督課)

令和2年に立入調査を行った1,419事業場の63.2%で何らかの労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など)の違反が認められました。

4 令和3年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

(労働基準部賃金室)

令和3年7月2日に、令和3年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。主な議題は以下のとおりです。

- (1) 令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
- (2) 令和3年度最低賃金改正諮問について
- (3) 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (4) 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について

5 令和3年度安全衛生に係る優良事業場表彰について

(労働基準部健康安全課)

令和3年7月1日に開催される令和3年度鹿児島労働安全衛生大会において、県内4事業場に対し、鹿児島労働局長表彰を行います。

6 令和3年度全国安全週間における合同安全パトロールの実施について

(労働基準部健康安全課)

全国安全週間(7/1~7/7)にあわせ、建設現場における合同安全パトロールを実施します。

5月の有効求人倍率は、前月を0.08ポイント上回り1.29倍となる

鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.29倍となり、前月を0.08ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は2.17倍となり、前月を0.17ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.97倍となり、前年同月(0.84倍)より0.13ポイント増と3か月連続で上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、21.4%増と4か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(13.7%増)は5か月連続の増加、製造業(53.6%増)は6か月連続の増加、運輸業、郵便業(8.3%増)は18か月ぶりの増加、卸売業、小売業(42.5%増)は2か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(71.9%増)は3か月連続の増加、医療、福祉(10.2%増)は3か月連続の増加、その他のサービス業(25.0%増)は3か月連続の増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ2.7%増と3か月連続の増加となりました。

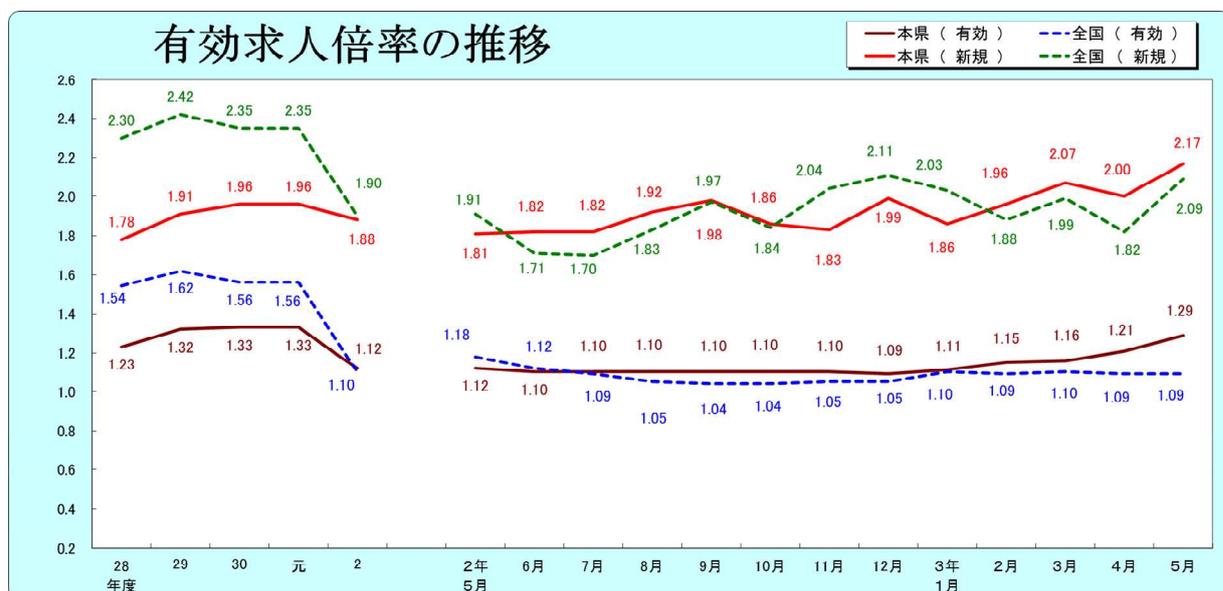
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(19.5%増)は4か月連続の増加、離職求職者(3.7%減)は3か月ぶりの減少、無業求職者(16.8%増)は3か月連続の増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(25.4%減)は2か月連続の減少、自己都合離職者(4.0%増)は4か月連続の増加となりました。

政府の5月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とされました。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。」とされました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が61か月連続で1倍台を維持し、2月以降は新規求人の増加により有効求人増加幅が大きくなり、有効求人増加幅に比べ有効求職者数が微増であったため、求人倍率の更なる上昇につながりました。感染防止対策やコロナワクチンの接種が進んでいることで、社会経済活動の再開に期待を込めた求人や、従来からの人手不足分野の求人提出をはじめとした採用活動が再開されつつありますが、新型コロナウイルス変異株も含めた感染状況は、一進一退であり、引き続き就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さが増す恐れがあり今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、雇用のセーフティネットを強化するために、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給や産業雇用安定センターと連携した在籍型出向支援に引き続き取り組むとともに、再就職支援としての職業訓練受講案内や感染予防対策としてインターネットによる求職登録の事前申し込み、オンライン職業相談やSNSを活用した各種イベントの広報を拡充し、感染予防対策を前提とした施策の展開に取り組んで参ります。



鹿児島労働局発表
令和3年6月29日(火)

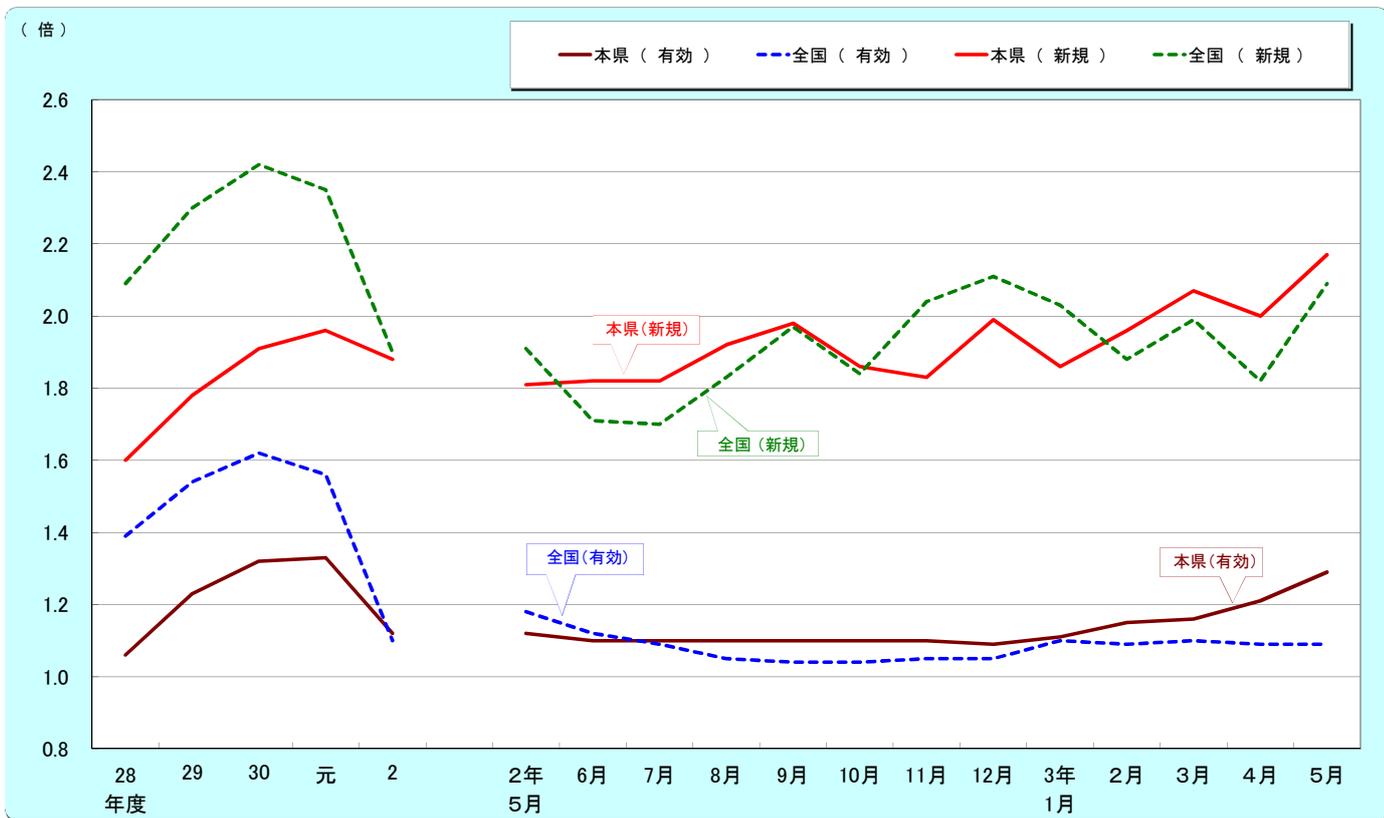
鹿児島労働局職業安定部職業安定課
課長 中洲 拓人
情報官 古川 恵
Tel. 099 (219) 8711(内線:131)

最近の雇用失業情勢 (令和3年5月分)

概況

- ・鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.29倍となり、前月より0.08ポイント上回った。
なお、全国の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.09倍となり、前月と同率であった。
- ・鹿児島県の5月の就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月より0.09ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		28年度	29	30	元	2	2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	本県	1.06	1.23	1.32	1.33	1.12	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21	1.29
	全国	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
新規求人倍率	本県	1.59	1.78	1.92	1.95	1.88	1.81	1.82	1.82	1.92	1.98	1.86	1.83	1.99	1.86	1.96	2.07	2.00	2.17
	全国	2.08	2.29	2.42	2.35	1.90	1.91	1.71	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99	1.82	2.09

*2年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

*季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

5月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ21.4%増と4ヶ月連続の増加となった。

5月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(13.7%増)は5ヶ月連続の増加、【製造業】(53.6%増)は6ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(8.3%増)は18ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(42.5%増)は2ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(71.9%増)は3ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(10.2%増)は3ヶ月連続の増加、【サービス業】(25.0%増)は3ヶ月連続の増加となった。

5月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ22.2%増と3ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	令和2年度		令和3年								参考:令和元年との比較 (前々年比)		
	(月平均)		2月		3月		4月		5月		3月	4月	5月
新規求人数	13,061	(▲10.1)	14,861	(1.3)	15,034	(20.3)	14,698	(18.6)	12,950	(21.4)	(3.0)	(▲5.3)	(▲8.8)
D 建設業	1,318	(7.4)	1,447	(32.4)	1,362	(14.4)	1,566	(28.4)	1,288	(13.7)	(15.1)	(41.2)	(▲1.6)
E 製造業	1,159	(▲6.8)	1,326	(10.0)	1,501	(25.9)	1,289	(29.8)	1,353	(53.6)	(17.3)	(▲11.7)	(8.6)
H 運輸業、郵便業	488	(▲21.4)	509	(▲17.2)	484	(▲0.8)	433	(▲15.9)	523	(8.3)	(▲30.2)	(▲25.0)	(▲21.4)
I 卸売業、小売業	1,866	(▲11.2)	2,081	(7.3)	2,019	(29.3)	1,914	(▲14.9)	2,235	(42.5)	(10.9)	(▲13.8)	(14.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	668	(▲33.2)	677	(▲17.4)	859	(31.7)	758	(24.7)	624	(71.9)	(▲16.8)	(▲41.1)	(▲43.2)
P 医療、福祉	4,174	(▲6.0)	4,533	(▲1.7)	4,847	(14.3)	4,631	(24.4)	4,000	(10.2)	(9.4)	(0.8)	(▲5.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,232	(▲16.6)	1,217	(▲14.1)	1,523	(30.5)	1,894	(71.1)	1,171	(25.0)	(9.5)	(6.9)	(▲27.3)
有効求人数	36,169	(▲12.4)	40,549	(▲0.4)	42,396	(7.6)	40,940	(13.2)	39,474	(22.2)	(▲6.1)	(▲5.6)	(▲3.3)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

5月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.7%増と3ヶ月連続の増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(19.5%増)は4ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(3.7%減)は3ヶ月ぶりの減少、無業求職者(16.8%増)は3ヶ月連続の増加となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(25.4%減)は2ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(4.0%増)は4ヶ月連続の増加となった。

5月の受給資格決定件数(5.8%減)は3ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(6.4%増)は12ヶ月連続の増加となった。

5月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.8%増と11ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	令和2年度		令和3年								参考:令和元年との比較 (前々年比)		
	(月平均)		2月		3月		4月		5月		3月	4月	5月
新規求職者数	6,951	(▲6.5)	7,450	(▲2.0)	8,002	(5.2)	9,935	(6.0)	6,872	(2.7)	(▲3.7)	(0.8)	(▲14.8)
44歳以下	3,506	(▲8.9)	3,596	(▲2.3)	3,988	(1.9)	4,698	(5.7)	3,523	(4.2)	(▲10.0)	(▲3.9)	(▲17.0)
※うち34歳以下	2,113	(▲8.4)	2,102	(0.5)	2,434	(2.8)	2,849	(6.8)	2,060	(2.6)	(▲11.1)	(▲6.7)	(▲19.2)
45歳以上	3,445	(▲3.9)	3,854	(▲1.6)	4,014	(8.6)	5,237	(6.3)	3,349	(1.1)	(3.5)	(5.4)	(▲12.3)
うち55歳以上	2,214	(▲1.0)	2,435	(1.2)	2,609	(13.2)	3,693	(9.4)	2,139	(▲0.6)	(8.3)	(8.4)	(▲10.7)
うち65歳以上	918	(9.6)	979	(7.8)	1,170	(33.6)	1,819	(16.5)	967	(5.1)	(24.5)	(26.3)	(8.2)
雇用保険受給資格決定件数	(*)1,998	(1.1)	(*)1,758	(4.6)	(*)1,775	(▲0.3)	(*)2,918	(▲11.9)	(*)2,571	(▲5.8)	(0.2)	(▲12.4)	(▲7.7)
有効求職者数	32,386	(4.5)	32,795	(8.1)	34,287	(7.6)	35,304	(6.9)	34,356	(6.8)	(4.7)	(5.3)	(4.0)
44歳以下	15,354	(2.0)	15,426	(6.6)	16,047	(6.0)	16,299	(5.1)	15,909	(5.1)	(▲0.6)	(0.1)	(▲1.0)
※うち34歳以下	9,221	(1.9)	9,222	(8.4)	9,617	(7.0)	9,816	(5.6)	9,551	(4.5)	(▲0.2)	(▲0.7)	(▲2.1)
45歳以上	17,032	(6.8)	17,369	(9.5)	18,240	(9.0)	19,005	(8.5)	18,447	(8.3)	(9.9)	(10.1)	(8.7)
うち55歳以上	11,008	(6.8)	11,051	(9.7)	11,729	(10.0)	12,630	(10.2)	12,287	(9.9)	(12.0)	(11.7)	(9.7)
うち65歳以上	3,854	(10.6)	3,811	(10.5)	4,321	(15.3)	5,100	(15.3)	5,091	(16.6)	(21.3)	(25.3)	(25.0)
雇用保険受給者実人員	6,799	(11.0)	6,423	(19.0)	6,607	(21.3)	6,344	(17.9)	6,299	(6.4)	(19.4)	(10.2)	(▲0.9)

(*)速報値のため修正が有る

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	令和2年度		令和3年								参考:令和元年との比較 (前々年比)		
	(月平均)		2月		3月		4月		5月		3月	4月	5月
新規常用求職者	6,887	(▲6.4)	7,404	(▲1.8)	7,953	(5.0)	9,885	(6.2)	6,776	(3.0)	(▲3.7)	(1.1)	(▲15.2)
在職求職者	1,919	(▲8.4)	2,888	(0.9)	2,694	(6.9)	1,830	(14.4)	1,627	(19.5)	(▲0.1)	(2.4)	(▲8.5)
離職求職者	4,345	(▲4.5)	3,889	(▲2.5)	4,414	(2.7)	7,160	(1.9)	4,441	(▲3.7)	(▲4.4)	(0.6)	(▲17.2)
うち事業主都合	1,008	(7.1)	707	(▲19.9)	950	(7.3)	1,983	(▲6.6)	958	(▲25.4)	(▲9.8)	(3.5)	(▲19.1)
うち自己都合	3,093	(▲7.5)	2,973	(2.8)	3,225	(1.6)	4,545	(5.5)	3,200	(4.0)	(▲2.1)	(▲1.3)	(▲16.9)
無業求職者	623	(▲12.9)	627	(▲9.4)	845	(11.8)	895	(31.8)	708	(16.8)	(▲10.7)	(2.3)	(▲16.2)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

5月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ10.0%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

	令和2年度 (月平均)		令和3年 ()内前年同月比(%)								参考: 令和元年との比較 (前々年差)		
			2月	3月	4月	5月	3月	4月	5月				
就職件数	2,623	(▲12.3)	2,661	(1.0)	3,829	(3.5)	3,468	(▲1.2)	2,672	(10.0)	(▲8.4)	(▲11.4)	(▲19.2)
44歳以下	1,399	(▲12.4)	1,404	(▲2.7)	1,955	(4.0)	1,746	(▲3.7)	1,424	(4.9)	(▲11.1)	(▲13.3)	(▲23.1)
※うち34歳以下	749	(▲12.5)	724	(▲3.1)	1,027	(4.2)	983	(4.5)	752	(1.8)	(▲11.6)	(▲11.0)	(▲26.4)
45歳以上	1,224	(▲12.3)	1,257	(5.5)	1,874	(3.0)	1,722	(1.5)	1,248	(16.5)	(▲5.4)	(▲9.3)	(▲14.2)
うち55歳以上	677	(▲11.1)	671	(4.5)	1,052	(3.1)	1,023	(6.0)	723	(29.3)	(▲2.0)	(▲6.0)	(▲8.4)
うち65歳以上	180	(▲7.6)	162	(21.8)	292	(14.5)	348	(33.8)	248	(60.0)	(13.6)	(13.7)	(7.8)
雇用保険受給者	725	(▲8.3)	666	(▲0.9)	937	(13.0)	730	(▲1.2)	746	(12.3)	(9.8)	(▲12.0)	(▲23.1)

5. 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(季節調整値)

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。

なお、通常発表している都道府県の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、就業地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 鹿児島県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.36倍で受理地別の有効求人倍率(1.29倍)より0.07ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥ 差 ⑤ - ④
令和2年 5月	30,694	34,325	36,661	1.12	1.19	0.07
6月	30,915	34,157	36,010	1.10	1.16	0.06
7月	31,545	34,572	36,813	1.10	1.17	0.07
8月	32,195	35,340	37,475	1.10	1.16	0.06
9月	32,309	35,436	37,651	1.10	1.17	0.07
10月	32,687	35,948	38,069	1.10	1.16	0.06
11月	33,604	36,900	38,780	1.10	1.15	0.05
12月	34,148	37,148	39,022	1.09	1.14	0.05
令和3年 1月	34,240	37,965	40,070	1.11	1.17	0.06
2月	32,880	37,653	39,655	1.15	1.21	0.06
3月	32,626	37,925	39,876	1.16	1.22	0.06
4月	32,813	39,751	41,678	1.21	1.27	0.06
5月	32,829	42,295	44,690	1.29	1.36	0.07

(資料出所)鹿児島労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人进行を割り当てて配分している。

6. 完全失業率(全国)

	30年平均	元年平均	2年平均	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月	3年5月
完全失業率 (%)	2.4	2.4	2.8	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
完全失業者数 (万人)	166	162	191	194	197	194	188	209	211

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

7. 正社員の職業紹介状況（原数値）

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和2年度 (月平均)		令和3年							
			2月		3月		4月		5月	
正社員新規求人倍率	1.44	(0.04)	1.47	(0.10)	1.40	(0.21)	1.21	(0.16)	1.54	(0.22)
正社員新規求人数	6,184	(▲ 4.7)	6,649	(3.7)	6,935	(20.8)	6,862	(16.8)	6,284	(19.0)
全新規求人における 構成比	47.3%	(2.6)	44.7%	(1.0)	46.1%	(0.2)	46.7%	(▲ 0.7)	48.5%	(▲ 1.0)
新規常用フルタイム 求職者数	4,283	(▲ 7.4)	4,523	(▲ 3.6)	4,936	(2.2)	5,687	(2.0)	4,069	(1.9)
全新規求職者における 構成比	61.6%	(▲ 0.6)	60.7%	(▲ 1.0)	61.7%	(▲ 1.7)	57.2%	(▲ 2.3)	59.2%	(▲ 0.5)
正社員有効求人倍率	0.91	(▲ 0.10)	0.98	(▲ 0.02)	0.97	(0.05)	0.95	(0.08)	0.97	(0.13)
全 国	0.83	(▲ 0.29)	0.87	(▲ 0.21)	0.85	(▲ 0.17)	0.81	(▲ 0.11)	0.82	(▲ 0.02)
正社員有効求人数	17,486	(▲ 6.4)	18,966	(3.9)	19,643	(10.5)	19,449	(13.4)	19,167	(20.8)
全有効求人における 構成比	48.3%	(3.0)	46.8%	(1.9)	46.3%	(1.2)	47.5%	(0.1)	48.6%	(▲ 0.5)
有効常用フルタイム 求職者数	19,135	(3.5)	19,381	(5.9)	20,262	(5.2)	20,455	(4.1)	19,729	(4.4)
全求職者における 構成比	59.1%	(▲ 0.6)	59.1%	(▲ 1.2)	59.1%	(▲ 1.4)	57.9%	(▲ 1.6)	57.4%	(▲ 1.3)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び6カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

8. 令和3年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率（原数値）

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	13,822	13,720										27,542
	有効求人	16,524	16,143										32,667
	求人倍率	1.20	1.18										1.19
北薩地域	有効求職	4,427	4,282										8,709
	有効求人	6,016	6,041										12,057
	求人倍率	1.36	1.41										1.38
川内	有効求職	2,281	2,239										4,520
	有効求人	2,979	3,057										6,036
	求人倍率	1.31	1.37										1.34
出水	有効求職	1,682	1,589										3,271
	有効求人	2,316	2,300										4,616
	求人倍率	1.38	1.45										1.41
宮之城	有効求職	464	454										918
	有効求人	721	684										1,405
	求人倍率	1.55	1.51										1.53
大隅地域	有効求職	4,520	4,339										8,859
	有効求人	5,479	5,268										10,747
	求人倍率	1.21	1.21										1.21
鹿屋	有効求職	3,127	2,978										6,105
	有効求人	3,801	3,611										7,412
	求人倍率	1.22	1.21										1.21
大隅	有効求職	1,393	1,361										2,754
	有効求人	1,678	1,657										3,335
	求人倍率	1.20	1.22										1.21
南薩地域	有効求職	4,045	3,972										8,017
	有効求人	4,201	3,982										8,183
	求人倍率	1.04	1.00										1.02
加世田	有効求職	1,507	1,462										2,969
	有効求人	1,638	1,529										3,167
	求人倍率	1.09	1.05										1.07
伊集院	有効求職	1,609	1,570										3,179
	有効求人	1,501	1,423										2,924
	求人倍率	0.93	0.91										0.92
指宿	有効求職	929	940										1,869
	有効求人	1,062	1,030										2,092
	求人倍率	1.14	1.10										1.12
始良地域	有効求職	5,771	5,499										11,270
	有効求人	5,889	5,592										11,481
	求人倍率	1.02	1.02										1.02
国分	有効求職	5,087	4,899										9,986
	有効求人	5,040	4,771										9,811
	求人倍率	0.99	0.97										0.98
大口	有効求職	684	600										1,284
	有効求人	849	821										1,670
	求人倍率	1.24	1.37										1.30
熊毛地域	有効求職	699	743										1,442
	有効求人	822	804										1,626
	求人倍率	1.18	1.08										1.13
奄美地域	有効求職	2,020	1,801										3,821
	有効求人	2,009	1,644										3,653
	求人倍率	0.99	0.91										0.96
県 計	有効求職	35,304	34,356										69,660
	有効求人	40,940	39,474										80,414
	求人倍率	1.16	1.15										1.15

※地域別・安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2021. 6. 18 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	6,774 件 (6,694)
製 造 業	4,040 件 (4,008)
小 売 業	3,101 件 (3,070)
サービス業	2,196 件 (2,167)
宿 泊 業	2,065 件 (2,041)
道路旅客運送業等	1,213 件 (1,194)
建 設 業	1,098 件 (1,083)
卸 売 業	1,009 件 (995)
娛 楽 業	855 件 (854)
農 業・漁 業	266 件 (266)
その他	5,242 件 (5,175)
計	27,859 件 (27,547)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については

「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。

集計を始めた令和2年2月1日からの累計として、毎週火曜日14時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

6月18日現在 解雇等見込み者数 1,472人
(全国 107,295人)

【備考】R2.5/25~R3.6/18

1,232人(うち非正規 545人)

報道関係者 各位

令和3年6月29日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 東 裕二

主任監察監督官 池濱 輝生

電話 099-223-8277

令和2年に調査した事業場の約3分の2で法令違反 ～労働時間、安全基準に関する違反が多い～

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）は、令和2年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査^{※1}の結果を取りまとめましたので、公表します。

【令和2年の立入調査結果(概要)】

- 立入調査を実施した1,419事業場の63.2%で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の違反が認められました。【図1】
- 主要事項としては、
 - ・ 労働時間関係（36協定のない時間外・休日労働など） 240件（16.9%）
 - ・ 安全基準（危険な作業、危険な機械の使用など） 255件（18.0%）
 - ・ 割増賃金（賃金不払残業など） 180件（12.6%）の違反が多く認められました。【図2】
- 業種別では、保健衛生業75.8%、運輸交通業74.6%、商業66.5%、製造業58.6%、建設業57.3%などの順となっています。【図3】
- 使用停止等命令^{※2}などの行政処分を37件行いました。【図4】
- 重大・悪質な法違反があったとして、14件（最低賃金法違反事件2件、労働安全衛生法違反事件12件）を鹿児島地方検察庁に書類送検^{※3}しました。【表2】

鹿児島労働局では、引き続き、管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などから、労働時間、賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施し、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保していきます。

また、この立入調査のほか、県下の労働基準監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴って改正された労働基準法等の内容（年次有給休暇の取得促進や時間外労働の上限規制など）の説明を希望する事業場に対しては、直接事業場を訪問して、「労働時間相談・支援^{※4}」を行っており、令和2年は、250の事業場を訪問しました。引き続き、関係法令の周知を行ってまいりますので、最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

【用語説明】

※1「立入調査」

労働基準監督官は労働基準法第 101 条などの規定に基づき、事業場等を訪問して、関係書類や機械・設備などを確認したり、関係者から聞き取りを行うなどして法定労働条件が守られているか確認を行っています。（「監督指導」とも言います。）

管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などに基づいて計画的に立入調査を実施しています。また、労働災害の発生を契機として実施したりもしています。

また、立入調査の結果、法令違反が認められた場合には、その事項を改善するよう是正を勧告します。（行政指導）

※2「使用停止等命令」

労働基準監督官の立入調査の結果、施設や設備等が定められた安全衛生基準に違反し、労働者に窮迫した危険が生じる場合等において、その使用や作業の停止、変更その他必要な事項を命ずる行政処分です。（労働基準法第 96 条の 3、労働安全衛生法第 98 条）

※3「書類送検」

法違反が是正されない場合や法違反が度重なる場合、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合などに、司法警察権限を行使し、検察庁に書類送検しています。（労基法第 102 条、安衛法第 92 条など）

※4「労働時間相談・支援」

「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が事業場を訪問して、改正労働基準法の施行に関する次のようなお悩みについて解決策を提案するなどしています。

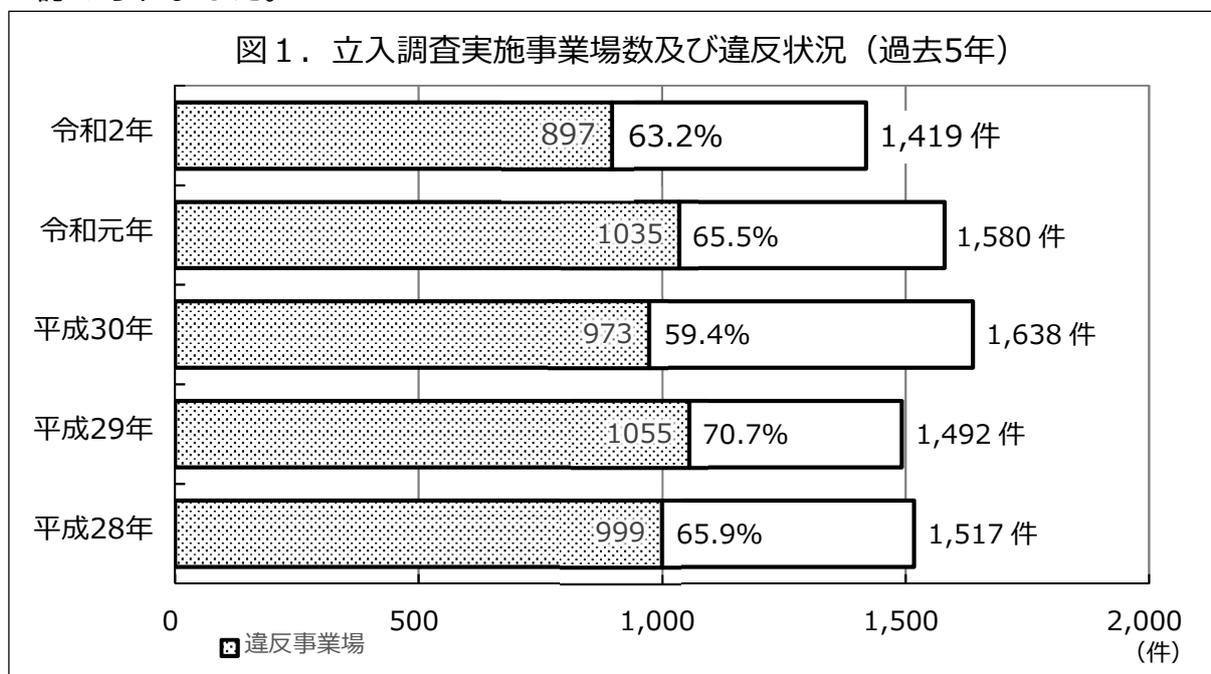
- 時間外・休日労働協定（36 協定）を含む労働時間制度全般
時間外・休日労働協定（36 協定）の作り方や手続きを教えてください
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
労働時間を短くするいい制度がないか教えてください
- 長時間労働の削減に向けた取組み
上限規制に対応した労働時間管理について、やり方を教えてください
- 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金
助成金を活用して就業環境を良くしたいので、どのような助成金があるか教えてください

「労働時間相談・支援」は、改正労働基準法の施行に関する周知を目的に、事業場からの相談に対してきめ細やかな相談・支援を行うもので、上記の立入調査とは異なり、法定労働条件が守られているかを確認して、行政指導（是正を勧告）することはありません。

【令和2年の立入調査結果（詳細）】

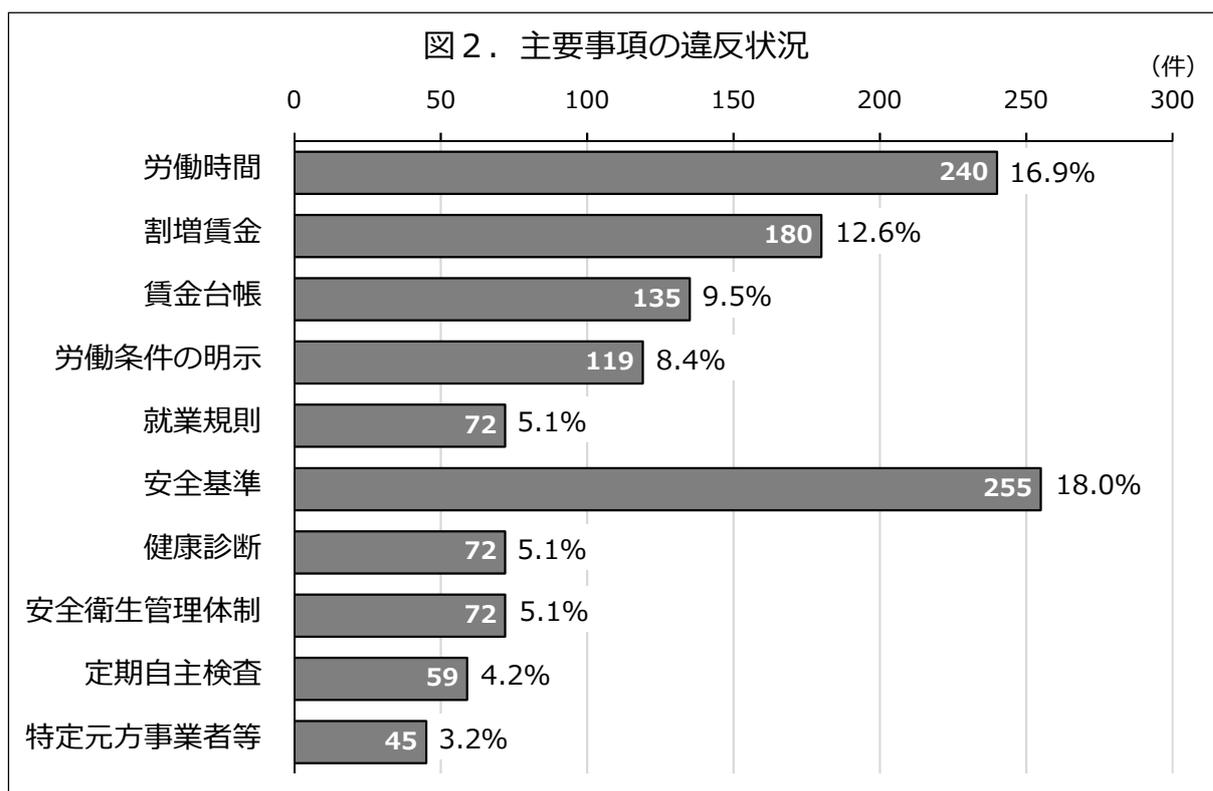
1 立入調査の実施結果【図1】

令和2年に立入調査（監督指導）を実施した1,419事業場のうち、63.2%（897事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められました。



(1) 主要事項の違反状況【図2】

労働基準法では労働時間（36協定を届け出ずに時間外労働・休日労働を行わせているなど）240件（16.9%）、労働安全衛生法では安全基準（危険な作業を行わせたり、危険な機械を使用させているなど）250件（18.0%）が最も多い違反事項でした。



主な法令違反の例（令和2年）【表1】

【労働基準法関係】

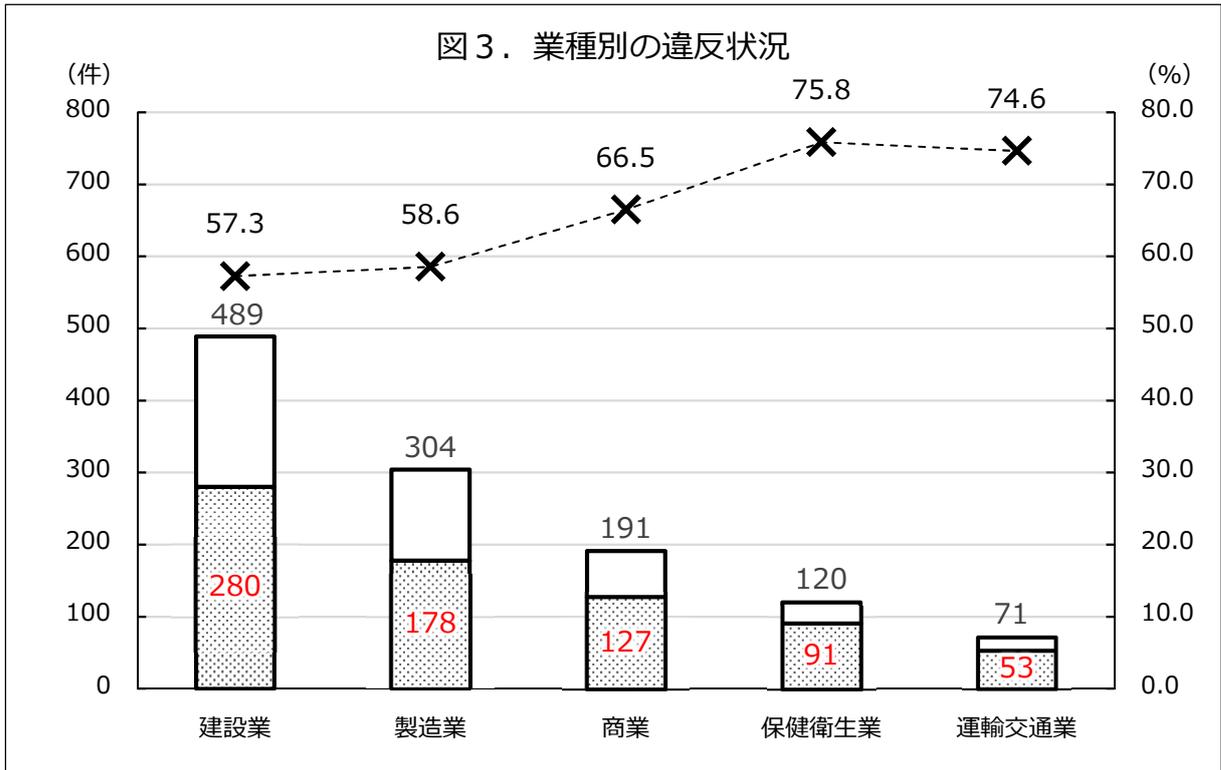
<p>労働時間・休日 〔 労基法第 32 条・ 第 35 条・第 40 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 ・ 36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
<p>割増賃金 (労基法第 37 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
<p>労働条件の明示 (労基法第 15 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 ・ 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。
<p>就業規則 (労基法第 89 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出していない。
<p>賃金台帳 (労基法第 108 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 ・ 賃金台帳を 3 年間保存していない。

【労働安全衛生法関係】

<p>安全基準 〔 安衛法第 20 条 ～第 25 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない。（使用停止等命令処分） ・ 高さが 2 メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
<p>健康診断 (安衛法第 66 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。 ・ 有害物を取扱ったり、高温下等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
<p>安全衛生管理体制 〔 安衛法第 10 条～第 12 条、第 15 条、第 17 条～第 19 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
<p>定期自主検査 (安衛法第 45 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を実施していない。
<p>特定元方事業者等 〔 安衛法第 30 条・ 第 31 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・ 関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。

(2) 業種別の違反状況【図3】

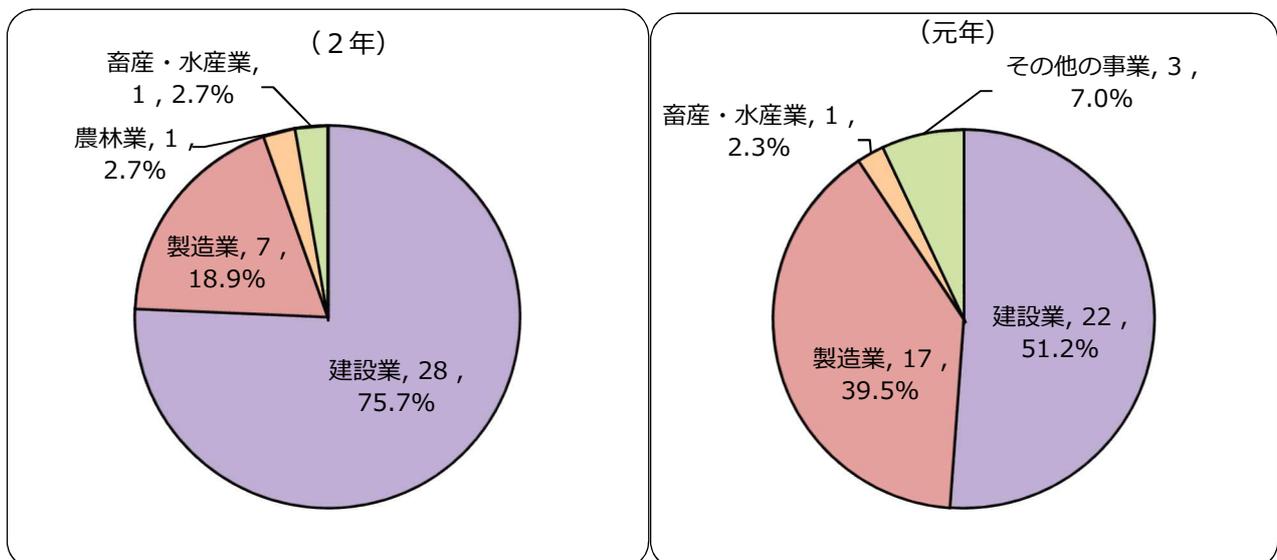
業種別では、保健衛生業 75.8%、運輸交通業 74.6%、商業 66.5%、製造業 58.6%、建設業 57.3%などの順で違反率が高くなっています。



2 使用停止等命令処分【図4】

機械等に巻き込まれ防止措置が施されていない場合や高所作業で墜落防止措置が施されていない場合など危険性の高い機械・設備などに対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は37件で、そのほとんどが建設業（28件）や製造業（7件）の事業場におけるものでした。

図4. 使用停止等命令処分件数（行政処分）（過去2年）



書類送検の結果（令和2年）【表2】

No.	業種	概要	送検年月
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	石綿計画届を事前に届けていなかった。	R2.1
2	その他の建築工事業	スレート屋根の取り外し作業を行わせるに際し、踏み抜きによる転落防止対策を行わなかった。	R2.2
3	セメント・同製品製造業	車両系建設機械との接触による危険防止措置を行わなかった。	R2.3
4	その他の土木工事業	木の根の積み込み作業を行う際に、木の根の落下による危険防止のための措置を行わなかった。	R2.3
5	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	スレート屋根の取り外し作業を行わせるに際し、踏み抜きによる転落防止対策を行わなかった。	R2.3
6	その他の土木工事業	伐木作業を行う際に、伐倒の合図を定めなかった。	R2.3
7	その他の食料品製造業	高さ2 m以上に積み上げた荷のはい崩し作業を行わせるに当たりはい作業主任者を選任していなかった。	R2.3
8	その他の製造業－その他	伐木作業を行う際に、伐倒の合図を定めなかった。	R2.4
9	機械器具設置工事業	労災隠し及び車両系建設機械運転席以外の場所に搭乗させた。	R2.9
10	その他の建築工事業	高さ2メートル以上のローリングタワー上で作業を行わせる際に、手すり等の墜落防止を行っていないかった。	R2.11
11	農業	外国人技能実習生を含む労働者に対し、定期賃金を所定支払日に支払わなかったもの（賃金不払）。	R2.11
12	木材伐出業	車両系建設機械の就業制限違反	R2.11
13	その他の建設業	移動式クレーンによる作業を行わせる際に、高圧電線に接触する危険があったのに、感電防止のための措置を行わなかった。	R2.11
14	その他の事業	定期賃金を所定支払日に支払わなかったもの（賃金不払）。	R2.11

報道関係者 各位

令和3年6月29日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 壺屋 明

（直通電話）099（223）8278

（F A X）099（226）7772

令和3年度鹿児島県最低賃金改正を諮問

～令和3年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催～

鹿児島労働局（局長 みお 三輪 むねふみ 宗文）は、令和3年7月2日に、令和3年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

- 日時 令和3年7月2日（金）午後4時～
※冒頭、ご案内まで少しお待ちいただくことがあります。
- 場所 鹿児島県青少年会館1階大ホール（電話：099（257）8226）
（所在地）鹿児島市鴨池新町1番8号
- 主な議題
 - 令和3年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
 - 令和3年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
 - 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について
- 取材申込み要領
 - 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はFAXにより、7月1日（木）までにお申し込みください。
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のマスク着用等の一般感染対策にご協力をお願いします。また、当日、発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合には、取材をご遠慮ください。
 - お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。

鹿児島県最低賃金の推移

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
最賃額（円）	630	642	647	654	665	678	694	715	737	761	790	793
引上げ額 （円）	3	12	5	7	11	13	16	21	22	24	29	3
引き上げ率	0.48 %	1.90 %	0.78 %	1.08 %	1.68 %	1.95 %	2.36 %	3.03 %	3.08%	3.26%	3.81%	0.38%
目安額	示さず	10	1	4	10	13	16	21	22	23	26	示さず
対目安額	+3	+2	+4	+3	+1	±0	±0	±0	±0	+1	+3	+3
発効日	21.10.14	22.10.28	23.10.29	24.10.13	25.10.27	26.10.19	27.10.8	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.3	2.10.3

令和 2 年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程（実績）

- 令和 2 年 7 月 7 日（火） 第 1 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正諮問

- 令和 2 年 7 月 28 日（火） 第 2 回本審

主な議題：中央最低賃金審議会の日安額伝達

- 令和 2 年 8 月 7 日（金） 第 3 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正答申

- 令和 2 年 8 月 25 日（火） 第 4 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申し出

安全衛生に係る優良事業場を表彰します

7月1日（木）に開催される令和3年度鹿児島労働安全衛生大会において、県内4事業場に対し、鹿児島労働局長表彰を行います。

鹿児島労働局は、全国安全週間（7月1日～7日）行事の一環として、7月1日（月）に開催される「令和3年度鹿児島労働安全衛生大会」において、安全衛生水準が高く他の模範と認められる、下記の1事業場を鹿児島労働局長優良賞、3事業場を鹿児島労働局長奨励賞として表彰します。

記

鹿児島労働局長優良賞

- かおうろじすていくす かぶしきがいしゃ かごしませんたー
○ 花王ロジスティクス 株式会社 鹿児島センター（鹿児島市西別府町）

鹿児島労働局長奨励賞

- かぶしきがいしゃ おかのえれくとろにくす
○ 株式会社 岡野エレクトロニクス（薩摩川内市樋脇町）
きゅうしゅうかこう かぶしきがいしゃ
○ 九州化工 株式会社（鹿屋市田崎町）
かぶしきがいしゃ とよたしゃたいけんきゅうしょ
○ 株式会社 トヨタ車体研究所（霧島市国分上之段）

（労働基準部健康安全課）

- 資料1 令和3年度 鹿児島労働安全衛生大会 開催要領
2 令和3年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第
3 令和3年度 鹿児島労働局長表彰名簿

令和 3 年度 鹿児島労働安全衛生大会 開催要領

1 開催目的・趣旨

広く安全衛生意識の高揚と産業界における安全衛生管理活動の積極的な展開の促進を図る目的で、下記により労使をはじめ関係者の参集する「鹿児島労働安全衛生大会」を開催し、もって県内産業界における労働災害の防止と、労働安全衛生水準の向上に寄与せんとするものである。

2 日 時

令和 3 年 7 月 1 日 (木) 13:00～16:20
(開場 12:00)

3 場 所

鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎 2-3-1)

4 次 第

安全衛生関係表彰式、挨拶、祝辞、特別講演等

5 参加者

広く県内の労使ほか関係者 400人未満

【新型コロナウイルス感染症対策の関係で人数制限を行うもの。】

6 関係者等

主唱 鹿児島労働局

主催 (公社) 鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

(公社) 建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催 (一社) 日本ボイラ協会鹿児島支部

(独) 労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

協賛 (公社) 鹿児島県医師会

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

後援 鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社

令和 3 年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第

1	日時	令和 3 年 7 月 1 日 (木)	13:00～16:20
2	場所	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎 2-3-1)	
3	大会次第		
	(1) 開場・受付開始		12:00
	(2) 開会・黙祷		13:00
	(3) 開会の辞		13:05
	(4) 表彰式		13:10
	鹿児島労働局長賞授与		
	(5) 挨拶		13:30
	① 大会会長 鹿児島県労働基準協会会長		
	② 鹿児島労働局長		
	(6) 来賓祝辞		13:45
	① 鹿児島県知事		
	② 鹿児島市長		
	③ 鹿児島県経営者協会会長		
	④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長		
	休憩 (15分) ストレッチ体操		14:05
	(7) 特別講演 「鹿児島の防災を考える」		14:20
	～特に桜島大噴火に備えて～		
	講師 鹿児島大学共通教育センター 准教授		
	井村 隆介 (いむら りゅうすけ) 氏		
	(8) 特別講演 「コロナウイルス感染症に関して」		15:10
	～医療従事者からの提言：知るべきこと・		
	やるべきこと～		
	講師 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科		
	先進治療化学専攻 生体機能制御学講座		
	救急・集中治療医学分野 教授		
	鹿児島大学病院救命救急センター長(兼)		
	同 看護師特定行為研修センター長(兼)		
	垣花 泰之 (かきはな やすゆき) 氏		
	(9) 大会宣言		16:10
	(10) 閉会の辞		16:15
	(11) 閉会		16:20

令和3年度鹿児島労働局長表彰名簿

1 優良賞候補（1事業場）

（1）安全確保対策（鹿児島署）

事業場名	花王 ^{かおう} ロジスティクス ^{かぶしきがいしゃ} 株式会社 鹿児島センター ^{かごしませんたー}	業種	陸上貨物取扱業
所在地	鹿児島県鹿児島市西別府町 3200-4	労働者数	105名（男：43名 女：62名）
代表者名	代表取締役社長 川島 基弘	保険番号	13-1-12-221024-000-0065

2 奨励賞候補（3事業場）

（1）安全確保対策（川内署）

事業場名	株式会社 岡野 ^{かぶしきがいしゃ おかの} エレクトロニクス	業種	電子機器用・通信機器用部品製造業
所在地	鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原 853-1	労働者数	145名（男：95名 女：50名）
代表者名	代表取締役社長 田中 博	保険番号	46-1-02-014781

（2）安全確保対策（鹿屋署）

事業場名	九州 ^{きゅうしゅうかこう} 化工 ^{かぶしきがいしゃ} 株式会社	業種	無機・有機化学工業製品製造業
所在地	鹿児島県鹿屋市田崎町 1100	労働者数	54名（男 49名 女 5名）
代表者名	代表取締役 小椋 浩之介	保険番号	46-1-03-001115

（3）健康の保持増進対策（加治木署）

事業場名	株式会社 トヨタ ^{かぶしきがいしゃ} 車体 ^{しやたいけんきゅうしよ} 研究所	業種	その他の教育研究業
所在地	鹿児島県霧島市国分上之段 395-1	労働者数	209名（男性 177名、女性 32名）
代表者名	代表取締役社長 立松 哲二	保険番号	46-1-04- 014413 -000

全国安全週間（7/1～7/7）にあわせ、 建設現場における合同安全パトロールを実施します

鹿児島県内の建設業における労働災害発生件数は、近年増減を繰り返しており、令和2年の休業4日以上¹の死傷者数は305人で対前年比7人(2.2%)の減少、死亡者数は3人で対前年比3人の減少となっています。

しかしながら、過去10年の推移を見ても、建設業全体では300人前後で増減を繰り返し、高止まりの状態が続いていることから、決して予断を許さない状況です。

このような状況を踏まえ、これまでも機会あるごとに建設工事発注機関、関係事業者団体及び災害防止団体の皆様と連携し、労働災害防止対策を最優先課題として重点的に取り組んできているところですが、鹿児島労働局（局長 ^{みわむねふみ}三輪宗文）では、今年般全国安全週間（7/1～7/7）「スローガン：持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」にあわせて発注者及び建設工事関係者団体との合同安全パトロールを実施することとしました。

また、7月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(※1)の重点取組期間でもありますので、暑さ指数測定器を活用した、暑さ指数(WBGT値)(※2)の把握とその対応等の徹底についても周知を図ります。

合同安全パトロール実施要領

1 実施日時

令和3年7月7日(水) 10:00~12:00(予定)

2 場所

鹿児島市千日町1番1他53筆

(千日町1・4番街区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事現場)

3 スケジュール

- (1) 09:40 現地集合 (ビジョンビル5F)
- (2) 10:00~10:05 鹿児島労働局長 あいさつ
- (3) 10:05~10:15 現場所長 工事概要説明
- (4) 10:15~11:30 パトロール
- (5) 11:30~12:00 講評

4 工事概要等

- (1) 事業場名 大和ハウス工業株式会社鹿児島支店
- (2) 工事名 千日町1・4番街区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事
- (3) 所在地 鹿児島市千日町1番1他53筆
- (4) 発注者 千日町1・4番街区市街地再開発組合
- (5) 工期 令和2年1月7日~令和3年12月31日
- (6) 工事概要 鉄骨造 地上15階 (建築物高さ約60m)

5 参加団体等(予定)

鹿児島建設工事関係者連絡会議構成員のうち、鹿児島市内に所在する団体・機関
鹿児島労働局・鹿児島労働基準監督署

6 その他

- (1) 撮影等の取材を希望する場合は、7月2日(金)16:30までに、担当者(労働基準部健康安全課今西 連絡先 099-223-8279)まで御連絡ください。
- (2) 現場内に駐車場はありませんので、近隣のコインパーキング等をご利用ください。
- (3) 現場では、保護帽(ヘルメット)の着用をお願いします。
未着用者の入場は固く断りします。
- (4) 現場内では、関係者の指示に従って移動してください。

* 雨天決行いたします。

※1 STOP！熱中症クールワークキャンペーン

期間 令和3年5月1日から9月30日まで

準備期間4月、重点取組期間7月

※2 Wet-Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)

WBG Tの値は、自然湿球温度と黒球温度を測定し、また、屋外で太陽照射のある場合は乾球温度を測定し、それぞれの測定値を基に次式により計算したもの。

(1)屋内及び屋外で太陽照射のない場合

$$WBG T = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

(2)屋外で太陽照射がある場合

$$WBG T = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

自然湿球温度	強制通風することなく、輻射(放射)熱を防ぐための球部の囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値
黒球温度	次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度 ①直径が150mmであること②平均放射率が0.95(つや消し黒球)であること③厚さができるだけ薄いこと
乾球温度	周囲の通風を妨げない状態で、輻射(放射)熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

(労働基準部健康安全課)

資料1 令和3年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

1 趣旨

令和3年度の全国安全週間(7月1日～7日)にあたり、鹿児島労働局、建設工事関係機関(発注者)・団体(災害防止団体、事業者団体)による安全パトロールを実施することにより、広く安全意識の高揚、安全活動の定着、管内事業場の安全水準の向上を図る。

2 実施者

- (1) 鹿児島労働局・鹿児島労働基準監督署
- (2) 鹿児島建設工事関係者連絡会議構成機関(鹿児島市内)

3 実施日時

令和3年7月7日(水) 10:00～12:00(予定)

4 場所

鹿児島市千日町1番1他53筆
(千日町1・4番街区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事現場)

5 スケジュール

- (1) 10:00～10:05 鹿児島労働局長 あいさつ
- (2) 10:05～10:15 現場所長 工事概要説明
- (3) 10:15～11:30 パトロール
- (4) 11:30～12:00 講評

6 工事概要等

- (1) 事業場名 大和ハウス工業株式会社鹿児島支店
- (2) 工事名 千日町1・4番街区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事
- (3) 所在地 鹿児島市千日町1番1他53筆
- (4) 発注者 千日町1・4番街区市街地再開発組合
- (5) 工期 令和2年1月7日～令和3年12月31日
- (6) 工事概要 鉄骨造 地上15階(建築物高さ約60m)

7 安全パトロールにおける重点的な確認及び指導事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、墜落制止用器具(ハーネス型安全帯)の積極的な使用

- (2) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (3) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (4) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (5) 転倒災害防止対策(S T O P ! 転倒災害プロジェクト)
- (6) 交通労働災害防止対策
- (7) 熱中症予防対策(S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン)
- (8) 移動式クレーン、車両系建設機械等の安全な作業方法の徹底

STOP！熱中症

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

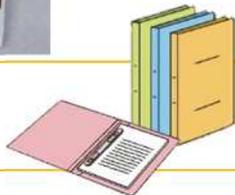
職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 迷わず救急車を呼びましょう！ 
労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の低減対策は実施されているか
各労働者が暑さに慣れているか
各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
各労働者の体調は問題ないか
作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。水分、塩分を積極的に取りましょう。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。

